

## 嘉穂高等学校第 44 回生同期会 旅費及び活動参加費補助規程

(目的)

第 1 条 本規程は、嘉穂高等学校第 44 回生同期会の活動に関する旅費及び活動参加費補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とし、原則としてその実費を同期会にて負担する。

2 旅行を命じられた者は、原則として、公共交通機関を利用することとし、必要に応じて、事務局でチケット等を発注し、活動参加者本人に渡すものとする。なお、活動参加者が諸般の事情により、個別にチケット等を購入する場合、又は自家用車等を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合の実費を上限として旅費を請求できるものとする。

3 旅行を命じられた者が、居住都道府県内で移動する場合は、原則として対象外とする。ただし、役員会で承認した場合はこの限りでない。

4 福岡県外に在住する者が、大同窓会に出席するためにかかる旅費への負担補助については、参加予定人数及びそれに対する予算額により変動するため、大同窓会の開催年度の役員会で決定する。

(活動参加費補助)

第 3 条 会務として参加を命じられた活動参加費（支部総会及び同総会の懇親会の参加費）は、役員会での審議及び承認の上、同期会にて負担する。

(支出)

第 4 条 旅費、活動参加費については、同期会会費から支出する。

2 前項の旅費に係る支出にあたっては、原則として事業計画で予め予算化しておく。

3 第 2 条第 2 項により、活動参加者本人が直接支払いをする場合は、領収書等の提出を求める。ただし、支部総会の会費等で領収書の発行がない場合は、参加者の領収書（支払証明書等）に同期会会長が押印したものに限り領収書とみなす。

(その他の補助)

第5条 その他必要な経費については、役員会での審議及び承認の上、別途補助をするものとする。

(規程改正)

第6条 本規程の改正については、役員会の承認をもって行い、総会に報告するものとする。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。